

福岡県公報

平成二十二年一月八日
第三千五十九号
増刊 ①

目次

規則(第三号・第四号)

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

(福祉総務課)

一

福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則

(建築指導課)

一

再掲

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

四

福岡県職員との給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第九条

第五項のへき地公署を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

四

福岡県警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

五

規則

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年一月八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三号

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福岡県災害救助法施行細則(昭和四十年福岡県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一系島救助班の項中「前原市 糸島郡」を「糸島市」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年一月八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第四号

福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築士法施行細則(昭和二十五年福岡県規則第一百一十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「土木事務所」を「県土整備事務所」に改める。

第四条第一項中「かつ、第二条の土木事務所長を経由して」を削り、同条第二項中「第二条の土木事務所長を経由して、」を削る。

第六条第二項中「第二条の土木事務所長を経由して」を削る。

第十一条第二項中「第二条の土木事務所長を経由して」を削る。

第二章中第十一条の次に次の二条を加える。

(公示)

第十一条の二 法第十条の二十第三項において準用する法第十条の六第一項及び第三項

、法第十条の十五第三項、法第十条の十六第三項並びに法第十条の十七第三項の規定

による公示は、福岡県公報に掲載して行う。

(規定の適用)

第十一条の三 指定登録機関(法第十条の二十第一項の規定により知事が指定する者を

いう。第六章において同じ。)が法第十条の二十第一項に規定する二級建築士等登録

事務(第六章において単に「二級建築士等登録事務」という。)を行う場合における

第三条第一項、第四条、第六条から第九条まで及び前条の規定の適用については、第

三条第一項中「知事」とあるのは「第十一条の三に規定する指定登録機関(以下この

章(同条を除く。)において単に「指定登録機関」という。)」と、第四条、第六条

、第七条、第八条第四項及び第九条の規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と

、第四条第一項中「二級建築士免許証(第二号様式)又は木造建築士免許証(第三号

様式)」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、「免

「許証」とあるのは、「免許証明書」と、第六条第一項中「免許証」とあるのは、「二級建築士免許証(第二号様式)又は木造建築士免許証(第三号様式)(以下「免許証」という。)(又は免許証明書」と、同条第二項中「免許証を書き換え」とあるのは「免許証明書の書換えをし」と、第七条第一項中「免許証」とあるのは、「免許証若しくは免許証明書」と、「二級建築士(木造建築士)免許証再交付申請書(様式第五号)」とあるのは、「二級建築士(木造建築士)免許証再交付申請書(様式は、様式第五号を準用する。)(と、「その免許証」とあるのは、「その免許証又は免許証明書」と、同条第二項中「免許証を再交付する」とあるのは「免許証明書の再交付をする」と、同条第三項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、「失った免許証」とあるのは「失った免許証又は免許証明書」と、第八条及び第十一条中「免許証」とあるのは「免許証又は免許証明書」と、第九条第一項中「免許を取り消した場合又は前条第三項の届出があった場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第三十条第一号の規定により前条第三項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。

第十七条の二第二項第一号中「定款」の下に「又は寄附行為」を加える。

第十七条の八第三項中「電磁的記録」の下に「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十七条第三項において同じ。)」に改める。

第十七条の十中「県公報で告示することによつて」を「福岡県公報に登載して」に改める。

第五章中第二十一条の次に次の一条を加える。

(規定の適用)

第二十一条の二 法第二十六条の三第一項の規定により知事が指定する者が同項に規定する事務所登録等事務を行う場合における第二十条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「法第二十六条の三第一項の規定により知事が指定する者」とする。

第五章の次に次の一章を加える。

第六章 指定登録機関

(指定の申請)

第二十二条 法第十条の二十第二項の指定を受けようとする者(次項第八号において「指定申請者」という。)(は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 二級建築士等登録事務を行うおとする事務所の名称及び所在地

三 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 申請に係る意思の決定を証する書類

五 役員の氏名及び略歴を記載した書類

六 現に行つている業務の概要を記載した書類

七 法第十条の二十第三項において準用する法第十条の五第一項第一号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類

八 指定申請者が法第十条の二十第三項において準用する法第十条の五第二項各号に該当しない旨を誓約する書面

九 その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

第二十三条 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の六第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

一 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第二十四条 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の七第一項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名
- 二 選任又は解任の理由
- 三 選任の場合にあつては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第十条の二十第三項において準用する法第十条の五第二項第四号イ又は口のいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添えなければならない。

(登録事務規程の認可の申請等)

第二十五条 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の九第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る同項に規定する登録事務規程を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の九第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(事業計画等の認可の申請等)

第二十六条 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(登録状況の報告)

第二十七条 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を建築士の別ごとに記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 当該四半期における二級建築士及び木造建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数
- 二 当該四半期の末日における二級建築士及び木造建築士の人数

2 前項の報告書には、二級建築士名簿及び木造建築士名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添えなければならない。

3 報告書等(第一項の報告書及び前項の規定により添えるべき書類をいう。)の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

- 一 指定登録機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

(不正登録者の報告)

第二十八条 指定登録機関は、二級建築士及び木造建築士が偽りその他不正の手段により登録を受けたと思料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 当該二級建築士又は木造建築士に係る登録事項
- 二 偽りその他不正の手段

(二級建築士等登録事務の休廃止の許可の申請)

第二十九条 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十五第一項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書

を知事に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

(指定登録機関への書類の交付)

第三十条 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書の送付若しくは提出を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

- 一 第五条の二、法第八条の二又は第八条第三項の規定による届出 当該届出に係る事項
- 二 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第四十条第四項又は同省令第四十三条第四項の規定による報告書等の送付 同省令第四十条第二項第二号イ又は同省令第四十三条第二項第二号イの修了者一覧表に記載された事項
- 三 第十七条の八第一項の規定による報告書の提出 同条第二項の合格者一覧表に記載された事項

(免許の取消し等の処分の通知)

第三十一条 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第九条第一項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第十条第一項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

- 一 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日
- 二 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所
- 三 処分内容及び処分を行った年月日

附則

この規則は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県告示条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年十二月二十二日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第四十号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則(昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改める。

別表第一公安委員会の項中「前原」を「糸島」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

福岡県告示条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第九条第五項のへき地公署を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年十二月二十二日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第四十一号

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第九条第五項

のへき地公署を定める規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第九条第五項のへき地公署を定める規則(平成十八年福岡県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別表中「前原市大字瑞梅寺」を「糸島市瑞梅寺」に改める。

第二条 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第九条第五項のへき地公署を定める規則の一部を次のように改正する。

別表中「八女郡矢部村大字矢部」を「八女市矢部村矢部」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年二月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年十二月二十二日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第四十二号

福岡県警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員の特地勤務手当等に関する規則（平成十八年福岡県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「八女郡黒木町大字大淵」を「八女市黒木町大淵」に、「八女郡矢部村大字北矢部」を「八女市矢部村北矢部」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。